

9 狩猟税に関する調



区 分		税 率	列 番 号	(1)	(2)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18	
					(千円) 24	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	0 : 1 : 0	103	1,286
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0 : 2 : 0	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0 : 3 : 0	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	0 : 4 : 0	13	106
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0 : 5 : 0	23	189
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0 : 6 : 0	67	991
		所得割額の納付を要しない者	-	0 : 7 : 0	1	11
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0 : 8 : 0	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0 : 9 : 0	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1 : 0 : 0	0	0
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1 : 1 : 0	0	0
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1 : 2 : 0	1	11
	課税免除	-	1 : 3 : 0	135		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1 : 4 : 0	135		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1 : 5 : 0	0		
	所得割額の納付を要する者	-	1 : 6 : 0	54	443	
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1 : 7 : 0	0	0	
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	1 : 8 : 0	0	0	
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1 : 9 : 0	0	0	
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2 : 0 : 0	0	0	
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2 : 1 : 0	54	443	
	所得割額の納付を要しない者	-	2 : 2 : 0	0	0	
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	2 : 3 : 0	0	0	
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	2 : 4 : 0	0	0	
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2 : 5 : 0	0	0		
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	2 : 6 : 0	0	0		
㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	2 : 7 : 0	0	0		
課税免除	-	2 : 8 : 0	3			
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	2 : 9 : 0	3			
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	3 : 0 : 0	0			

9 狩猟税に関する調



区 分		税 率	列 番 号	(3)	(4)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18	
					(千円) 24	
狩 猟 税	わな 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	3 : 1 : 0	23	118
		㉔ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	3 : 2 : 0	0	0
		㉕ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	3 : 3 : 0	0	0
		㉖ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3 : 4 : 0	1	4
		㉗ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	3 : 5 : 0	5	20
		㉘ 上記に該当しないもの	8,200円	3 : 6 : 0	17	94
		所得割額の納付を要しない者	-	3 : 7 : 0	34	273
		㉙ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 : 8 : 0	0	0
		㉚ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 : 9 : 0	0	0
		㉛ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 0 : 0	0	0
		㉜ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 1 : 0	1	3
		㉝ 上記に該当しないもの	5,500円	4 : 2 : 0	33	270
		課税免除	-	4 : 3 : 0	82	
		㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 : 4 : 0	82	
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	4 : 5 : 0	0			
関 係	第 二 免 る 種 許 登 録 に 係 る		-	4 : 6 : 0	20	96
		㉟ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	4 : 7 : 0	0	0
		㊱ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	4 : 8 : 0	0	0
		㊲ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 : 9 : 0	1	
		㊳ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	5 : 0 : 0	0	
		㊴ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	5 : 1 : 0	1	3
		㊵ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	5 : 2 : 0	0	0
		㊶ 上記に該当しないもの	5,500円	5 : 3 : 0	18	93
① ~ ⑬	の 合 計	-	5 : 4 : 0	455	2,227	